

税チャンネル

市税などの納期内納付のお願い

お問い合わせ 税務課 収納対策係 ☎ 0986-76-8804

○納税が困難な場合について
風水害による財産の損失、長期療養を必要とする病気やケガ、事業の休廃止や損失など、特別な事情により納税が困難となつたと認められる場合、申請により納税を猶予する期間を定め、その期間において分割して納付することができます。
納税猶予の期間は原則1年で、その間の滞納処分が執行されないなどの特例があります。

○納税が困難な場合について
風水害による財産の損失、長期療養を必要とする病気やケガ、事業の休廃止や損失など、特別な事情により納税が困難となつたと認められる場合、申請により納税を猶予する期間を定め、その期間において分割して納付することができます。
納税猶予の期間は原則1年で、その間の滞納処分が執行されないなどの特例があります。

○まずは相談ください
納付困難になる方のほとんどが納付を放つておいた結果、滞納額が累積し延滞金もかかり、さらに新年度分が課税されるため、納付が追いつかなくなつてしまつといったものです。納定期限日までの納付が難しい場合は、まずは相談ください。

市県民税
国民健康保険税
介護保険料
1期 1期 1期

[6月の納期について]



国民年金のはなし

産前産後期間の保険料免除について

【本 庁】市民環境課 戸籍年金係 ☎ 0986-76-8805

【大隅支所】地域振興課 市民環境係 ☎ 099-482-5923

【財部支所】地域振興課 市民環境係 ☎ 0986-72-0934

【鹿屋年金事務所】 ☎ 0994-42-5121

※はじめに音声ガイドが応対します

産前産後期間の届出をすることにより国民年金保険料の納付が免除され、納付したものとして年金額に反映されます。

※出産とは妊娠 85 日 (4か月) 以上の出産をいいます (死産、流産、早産された方を含みます。)

★対象となる方

国民年金第1号被保険者で出産日が平成 31 年 2 月 1 日以降の方

★納付が免除される期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から 4 か月間、多胎妊娠の場合は出産予定日または出産日が属する月の 3 か月前から 6 か月間

★受付期間

出産予定日の 6 か月前から届出ができます。出産後の届出はいつでも可能です。

★必要書類

以下の書類を持参し、本庁および各支所窓口へお越しください。

【出産前に届出する場合】

出産予定日の記載がある母子健康手帳など

【出産後に届出する場合】

出産日は市役所で確認できるため原則不要ですが、子が別世帯などの場合は出産日および親子関係を明らかにする書類が必要です。

マイナポータルからスマートフォンで電子申請ができます。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。



鹿屋年金事務所による出張年金相談

※年金請求の相談が優先となります

日 程	時 間	場 所	予 約 先
6月 11 日 (水)	午前 9 時 30 分～ 午後 3 時 30 分	末吉本庁 南棟2階 多目的室2	市民環境課 戸籍年金係 ☎ 0986-76-8805

相談は無料ですが予約が必要です。定員になり次第締め切ります。